

長岡大学ハラスメント防止に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、長岡大学職員就業規則第6条の2の規定に基づき、(ハラスメントの防止)に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 この規程は、長岡大学(以下「本学」という。)において学生及び本学において職務に従事する者すべての教職員(以下「教職員等」という。)が個人として尊重され、快適な環境のもとで学修、研究、教育及び業務が遂行できるように、ハラスメントに対する適切な予防及び措置を講じることを目的とする。

(ハラスメントの定義)

第3条 この規程において、ハラスメントとは、次の各号に掲げる行為をいう。

(1) セクシャル・ハラスメント

行為者の意図にかかわらず、他の者を不快にさせる性的性質の言動、または、性差を背景とする客観的見地から正当性を欠く嫌がらせの言動等

(2) アカデミック・ハラスメント

教育・研究の場において、教員がその職務上の地位又は権限を不当に利用して、他の教員又は学生等に対して行う教育・研究上又は修学上の不適切な言動等

(3) 職場のパワー・ハラスメント

教職員等が職務上の地位又は権限を不当に利用して、他の教職員等に対して行う就労上の不適切な言動等

不適切な言動等とは、職場において行われる①優越的な関係を背景とした言動であって、②業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、③労働者の就業環境が害されるものであり、①から③までの要素を全て満たすものをいう。

(4) 妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント

妊娠・出産等に関する言動および妊娠・出産・育児・介護等に関する制度または措置の利用に関する言動により、他の教職員等の就業環境を害するような行為等

(5) その他のあらゆるハラスメント

前各号のハラスメントには該当しないが、性的指向・性自認に関する言動などの、立場の上下にかかわらず、相手の意に反して行われる正当性のない嫌がらせによって、相手方に不快の念を抱かせる性質の言動等

(適用の範囲)

第4条 この規程は、本学に属するすべての教職員のほか、本学において研修、研究等を行う者及び派遣職員等契約の形態を問わず、本学において職務に従事する者のすべてに適用する。

(適用される者の責務)

第5条 前条によりこの規程が適用される者は、ハラスメントを人権侵害と認識し、その防止に努めなければならない。

(本学の役割)

第6条 本学は、ハラスメントを人権侵害として予防する責務を負い、その防止のために教職員等に対し、積極的な啓発を行うものとする。

2 本学は、司法の判断及び行政の指導を基準として、ハラスメントに該当する事例等を示し、教職員等に周知させるように努めなければならない。

(ハラスメント防止委員会)

第7条 ハラスメントの発生を未然に防止し、ハラスメントに起因する問題が生じた場合に必要なた防止及び措置を迅速かつ適切に実施するため、本学にハラスメント防止委員会（以下「防止委員会」という。）を置く。

2 防止委員会の委員及び委員長は、学長が指名する。

3 防止委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

4 防止委員会は、次の各号に掲げる活動を通して、ハラスメントの防止及び措置を講じるものとする。

(1) ハラスメントの防止に関する情報収集、研修、啓発活動

(2) ハラスメントに関する相談への対応

(3) ハラスメントに関する事実確認及び救済措置

(4) 防止委員会の活動報告

(5) その他のハラスメント防止に関する事項

6 防止委員会に相談員を置き、防止委員の中から委員長が指名する。

7 ハラスメント行為に関する相談窓口は、事務局総務課とし、相談を受けた総務課員は、ただちに相談員に連絡する。

8 相談員は、委員長と密接な連携を図り、必要に応じて助言等を受けるとともに、相談員が対応した相談について、相談記録等により委員長に報告する。

9 委員長が必要と認めるときは、委員以外の教職員又は専門家等に出席を求め、意見を聞くことができる。

10 委員長は、被害を申し出た者があった場合、学長にハラスメント調査委員会の設置を要請する。

(ハラスメント調査委員会)

第8条 ハラスメント調査委員会（以下「調査委員会」という。）は、防止委員会委員が構成員となり、必要に応じて専門家を加えることができる。

2 中立性の確保のために、被害者及び加害者とされる者の属する部署の責任者を指名する事はできない。

3 調査委員会の委員長は、防止委員長が兼ねる。

- 4 調査委員会は、必要に応じて事情聴取等の実態調査を行うことができる。調査にあたっては、被害者及び加害者とされる者のプライバシーに十分留意するとともに、迅速に対処しなければならない。
- 5 調査委員会は、当該事案に係るハラスメントの有無について実態調査を行った場合は、その結果について、学長に文書で報告する。
- 6 調査委員会は、次のいずれかに該当するとき、解散する。
 - (1) 調査が完了したとき
 - (2) 相談者が、ハラスメント調査の打ち切りを申し出たとき
- 7 本学の教職員等は、調査委員会の行う調査の開始より終了まで、調査委員会の委員に対して、その身分にかかわる威圧行為など、調査の遂行を妨げる言動をしてはならない。
- 8 調査委員会の扱う案件が、調査終了後に被害者又は加害者とされる者、あるいはその両者が司法機関へ提訴した場合にも、調査委員会の委員の身分は司法機関の審理結果にかかわらず、保障されなければならない。

(処分・措置)

第9条 学長は、前条第5項の規定により報告があり、ハラスメント行為の事実が確認されたときは、調査報告書の趣旨を踏まえて、被害者の救済を行うとともに、本学の規則等に基づき、加害者とされる者に対し、適切な措置を講じる。

(学外者に対する措置)

第10条 第8条第5項の規定に基づく調査報告書において、ハラスメント行為を行った者に学外者が関与している場合には、学長は、当該学外者に対して適切な措置を講じる。

- 2 前項の場合において、学長は必要があると認めるときは、当該学外者の所属する組織に対して、適切な措置を講じるよう求める。

(守秘義務)

第11条 調査委員会の委員及びその他調査等に関与する者は、関係者のプライバシーに配慮し、二次的ハラスメント等が起こらないよう努力しなければならない。

- 2 前項に掲げた者は、知り得た事項を漏洩してはならない。退任及び退職後も同様とする。
- 3 調査委員会の記録は、事務局において厳重に管理保管する。

(不利益取扱いの禁止)

第12条 ハラスメントに関する苦情又は相談を申し出た者に対し、そのことゆえに不利益な取扱いをしてはならない。

- 2 ハラスメントに関する苦情の申し出について、調査への協力その他ハラスメントに関して正当な対応をした者に対しても、そのことゆえに不利益な取扱いをしてはならない。

(虚偽の申し出の禁止)

第13条 ハラスメントに関する虚偽の苦情、相談及び証言を行ってはならない。

- 2 前項に違反する行為がなされた場合には、調査委員長は、当該事実を学長に報告する。
- 3 処分・措置については、第9条を準用する。

(事務)

第14条 ハラスメントに関する事務は、事務局総務課で行う。

(改廃)

第15条 本規程の改廃は、大学運営会議が行う。

附則

この規程は、平成27年1月7日から施行する。

附則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。